京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成２４年３月３０日京都市条例第48号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

上京区総合庁舎を現地建替えにより整備するに当たって，当分の間，上京区役所を仮庁舎に移転させることに伴い，次のとおり，上京福祉事務所の位置を変更することとしました。

変更前の位置	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町２８９番地
変更後の位置	京都市上京区上立売通大宮東入幸在町６８９番地
敷地面積	５，３１８．００平方メートル
構造等	軽量鉄骨造地上２階建て 上京区役所と共用
延べ床面積	上京福祉事務所部分（２階の一部） ６０８．１０平方メートル
移転予定日	平成２４年9月１８日

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２４年3月３０日

京都市長　門　川　大　作

京都市条例第48号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

別表上京福祉事務所の項中「京都市上京区今出川通室町西入掘出シ町２８９番地」を「京都市上京区上立売通大宮東入幸在町６８９番地」に改める。

附　則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）